

山形県不妊検査費助成事業 Q&A（医療機関向け）

令和6年4月19日時点作成

対象となる方		
NO.	質問事項	回答
1	令和6年4月1日以前に不妊治療（人工授精、体外受精、顕微授精をいう。）を受けたことがないことについて、自院での不妊治療については確認することが出来るが、過去の他院での不妊治療について確認が難しい場合はどうしたらよいか。	令和6年度山形県不妊検査費助成事業申請書（様式第1号）において「これまでに不妊治療（人工授精、体外受精、顕微授精をいう。）を受けたことがないこと」について確認項目があります。申請の際に申請者からの申し出により、県で確認させていただきますので、自院での不妊治療の有無についてのみご確認をお願いいたします。
対象となる検査		
2	男性不妊患者の染色体検査は対象となるか。その他の検査に含めてよいか。	不妊症かどうか診断するために行った検査については、検査内容に含めることができます。
助成額		
3	一般不妊治療管理料の算定も対象となるか。	対象外です。 〔理由〕 これまでに不妊治療（人工授精、体外受精、顕微授精をいう。）を受けたことがないことを対象者の要件としているため。
受診等証明書について		
4	受診等証明書（様式第2号）の作成にあたり不明な点があった場合の担当窓口はどちらか。	担当窓口は下記のとおりです。 山形県しあわせ子育て応援部 子ども成育支援課 母子保健担当 電話 023-630-2347 メールアドレス ykodomoseiiku@pref.yamagata.jp